

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性を生かした魅力ある新たなふるさと産品の創出につながる事業所立地を促進し、もって地域経済の活性化及び地場産業の振興並びに市民生活の質の向上に資するため、新たなふるさと産品の創出又は既存のふるさと産品の生産を強化しようとする事業（以下「補助事業」という。）に取り組む事業者に対して田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、田原市補助金交付要綱（昭和51年4月1日施行）、その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 市長が、別途定める募集要項等に基づき採択された事業のうち、当該事業を実施する事業者（以下「採択事業者」という。）に補助金として交付するため、ふるさと納税の仕組みを活用して、市が指定するインターネットサイトで寄附を募集し、その原資を調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 個人が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき総務大臣に指定された市町村等に対する寄附金を支出した場合に、当該寄附金のうち2,000円を超える部分について、寄附金税額控除により所得税と住民税から原則として全額が控除される制度をいう。
- (3) ふるさと産品 市がふるさと納税による寄附金の受領に伴い寄附者に対して提供する、市の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであって、地方税法の規定に基づく告示等により総務大臣が定める基準に適合するものをいう。
- (4) 登録事業者 渥美半島田原市応援寄附推進事業実施要領に基づき、ふるさと納税による市への寄附促進、ふるさと産品等のPR・販路拡大及び地域経済の活性化の相乗効果を図るため、ふるさと納税による寄附金の受領に伴い寄附者に対してふるさと産品を提供する企業・団体をいう。
- (5) 民間ポータルサイト 民間企業等が運営する、自治体がふるさと納税による寄附募集を行う窓口となるインターネットサイトをいう。
- (6) 企業版ふるさと納税 国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除される制度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、採択事業者のうち、補助金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年以上、登録事業者として、返礼品等の業務に取り組む意思があるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 事業の実施主体でない者
- (2) クラウドファンディング実施に当たり設定された目標金額（補助対象経費の2分の1に相当する額から算出した寄附受入額）を達成していない者。ただし、目標金額を達成していない場合であっても、採択事業者が自らの責において事業を遂行することを市長が認めた者を除く。
- (3) 市内に事業所等を設置し、（予定を含む。）自らの責において継続して事業に取り組む意思がないと市長が認める者
- (4) 公序良俗に反する行為を行った者又はそのおそれがある者
- (5) 国税及び地方税の滞納がある（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又はこれと密接な関係を有する者
- (7) 田原市のふるさと納税登録事業者として登録できない者
- (8) 前年度に本補助金の交付を受けた者。ただし、第15条に規定する繰越の承認を受けた者は、当該事業が完了した日が属する年度に本補助金の交付を受けたものとみなす。
- (9) 前各号に掲げる者のほか、補助金を交付することが不相当であると市長が認める者

（補助対象経費）

第4条 市長は、補助事業を実施するための経費のうち、補助金の交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分は、別表第1に掲げるものとする。

（補助金の額等）

第5条 補助率、補助金の額及び補助金総額の限度額については、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする採択事業者は、市長が別に定める日までに田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に規定する書類を添えて市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助金の不交付を決定したときは田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金不交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要

があると認めるときは、補助金の交付の決定に当たり条件を付すことができる。

(交付決定前の着手)

第8条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の可否を決定する前に既に実施済み又は実施中の事業について、補助金交付の対象とすべき特別の理由があると認めるときは、前条第2項の交付決定通知書を受けた採択事業者（以下「補助事業者」という。）からの田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金事前着手届（様式第6号）の届出をもって、本補助金の交付対象とすることができる。

(変更申請)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第7号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金（変更交付・取消）決定通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、補助金の変更交付の決定に当たり条件を付すことができる。

(概算払)

第10条 市長は、補助事業者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため補助事業の完了前に補助金を交付する必要があると特に認めるときは、市長は、補助事業が完了する前に補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金概算払請求書（様式第9号）により市長に請求するものとする。

3 前項の規定により補助金の交付を受けた者は、補助金概算払精算報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、終了の日から起算して30日を超えない日又は当該年度内の3月31日のいずれか早い日までに田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金実績報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により提出できないと市長が認める場合は、市長はその期限について猶予することができる。

(補助金の確定)

第12条 市長は前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金確定通知書（様式第12号）により通知するものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる

ものとし、その返還期限は、市長が別に定める日とする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、補助金額を確定した後、補助事業者から提出される田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付請求書(様式第13号)に基づいて補助金を補助事業者に交付するものとする。

(繰越協議)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度において補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、市長が別に定める期日までに田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金繰越協議書(様式第14号)を市長に提出し、協議を行うことができる。

(繰越承認)

第15条 市長は、前条の協議書の提出を受けたときは、その内容を審査し、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金繰越承認(不承認)通知書(様式第15号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付が適当でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の返還を命ずる場合には、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利14.6パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

(事業成果の報告)

第17条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度及び当該年度の翌年度は、本補助事業の実施効果について、市長に報告しなければならないものとし、その報告期限は、市長が別に定める日とする。

2 市長は、前項の報告を受けた場合において、その効果が想定される事業効果等と比べ十分でないと認めるときは、その改善を求める事ができる。

(補助事業の経理及び書類の保存)

第18条 補助事業者は、補助金に係る経費について収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に関する書類及び帳簿等の関係書類について、補助金を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならないものと

し、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産管理及び財産処分の制限等)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的等を勘案して、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間又は当該財産の耐用年数の期間のいずれか長い期間とし、補助事業者は、処分を制限された取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、補助事業者が前項の期間内に取得財産等を処分したときは、交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を市に納付させることがある。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条及び第5条関係）

<p>補助対象経費</p>	<p>本事業を実施するために直接必要な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費 ・機械装置費 ・施設・設備の撤去に係る経費 ・内装・設備・施工工事費 ・建物改造費 ・備品費 ・借料・損料 ・消耗品費（現地調査時に確認できるものに限る。） ※ ・委託・外注費 ※ ・通信運搬費 ※ ・広告宣伝費（補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く。） ※ ・その他 ※ <p>※ 現地調査時に確認できないものは、新商品・サービス等の開発に要する経費、広告宣伝費に限る。また、返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費や梱包資材費等）は除く。</p>
<p>補助率</p>	<p>10分の10以内（上限1,000万円）</p>
<p>補助金の額</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。ただし、以下①②の合計額を上限とする。</p> <p>本事業に係るクラウドファンディングにおいて</p> <ul style="list-style-type: none"> ①民間ポータルサイトで受領した寄附金の10分の5に相当する額 ②企業版ふるさと納税で受領した寄附金の10分の10に相当する額
<p>補助金総額の限度額</p>	<p>補助対象経費の総額又は1,000万円のいずれか低い額</p>

別表第2（第6条関係）

添付書類

1 個人事業者・法人事業者共通

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 市税等の納税証明書
- (4) 田原市ふるさと産品創出・強化支援事業実施等誓約書（様式第2号）
- (5) 田原市ふるさと産品創出・強化支援事業暴力団員等非該当誓約書（様式第3号）

2 個人事業者の場合

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民票の写し（3か月以内のもの）
- (2) 個人事業の開廃業等届出書（届出済みの場合）
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業のみ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 法人事業者の場合

- (1) 履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）
- (2) 定款の写し
- (3) 直近3期分の決算書
- (4) 営業許可証等の写し（許認可を必要とする事業に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金の交付を受けたいので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 交付申請額 円

3 事業の完了予定年月日

4 添付書類
別紙のとおり

様式第2号（第6条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業実施誓約書

田原市長 殿

私は、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金の交付申請に当たり、以下の事項を誓約します。

- 1 田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定を遵守します。
- 2 補助事業により創出したふるさと産品を市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有します。
- 3 補助金の交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年以上継続して登録事業者として、返礼品等の業務に取り組む意思を有します。
- 4 交付要綱第16条の規定により補助金の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る部分について交付された補助金を返還します。
- 5 補助対象事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間、毎年の事業成果を報告します。

年 月 日

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)

様式第3号（第6条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業暴力団員等非該当誓約書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
（代表者名）
電話番号

私は、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第3条第6号の暴力団員又はこれと密接な関係を有する者に該当しないことを誓約します。

なお、誓約事項の確認のため田原警察署等に対する関係情報の照会及び取得について承諾します。

様式第4号（第7条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、次のとおり決定するので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 事業名

2 交付申請額 円

3 交付の条件

様式第5号（第7条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで申請のあった田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、次のとおり決定するので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 不交付の理由

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業事前着手届

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者名）

電話番号

年 月 日付けで申請した田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、次のとおり補助金の交付決定前に補助事業に着手しますので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

1 事業名

2 交付申請予定額 円

3 事業実施期間 着手予定日 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 事業概要

5 事前着手を必要とする理由

6 事前着手の条件

- (1) この届出に係る補助事業については、着手から補助金の交付決定を受けるまでの間において事業計画の変更を行わないこと。
- (2) 補助金交付決定を受けるまでの間において天変地異等の理由により実施する補助事業に損失が生じたときは、当該損失は届出者が負担すること。
- (3) 補助金の不交付決定を受けたとき又は補助金交付決定を受けた補助金の額が交付申請額に達しないときにおいても、これに異議を申し立てないこと。

様式第7号（第9条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者名）

電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、次のとおり補助事業を変更（中止）したいので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 事業名

2 変更（中止）の理由

3 変更の内容

（1）補助事業の変更内容

変更前	変更後

（2）事業の経費内訳（単位：円）

経費の名称	補助事業に要する経費		補助金額		備考
	変更前	変更後	変更前	変更後	
合計					

※補助事業の経費を変更する場合は、見積書の写しを添付すること。

様式第8号（第9条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金（変更交付・取消）決定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで提出のあった田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金の変更（中止）の承認申請については、次のとおり決定するので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 決定内容 変更交付決定 ・ 変更不承認 ・ 取消し
- 3 補助金変更交付決定額 円
- 4 附帯条件（不承認又は取消しの場合は、その理由）

様式第9号（第10条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号により額の確定通知を受けた田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、概算払による交付を受けたいので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

金 _____ 円

内訳	交付決定額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円
	残額	金	円

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	(店番)	本店 支店
口座種別	普通 ・ 当座		
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

様式第10号（第10条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金概算精算報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

（代表者名）

電話番号

下記のとおり事業を実施したので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

事業名	
当該事業に要した経費	円
補助対象経費	円
交付決定額	円
概算払受領済額	円
精算額	円
差引（過・不足）額	円
事業完了年月日	年 月 日
添付書類	(1) 収支決算報告書 (2) 事業に係る経費の支払いを証明する書類（領収書、通帳及び振込依頼書等）の写し (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金実績報告書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、次のとおり補助事業が完了したので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 事業名
- 2 事業の概要
- 3 関係書類
 - (1) 事業報告書 (別紙 1)
 - (2) 収支決算書 (別紙 2)
 - (3) 事業の実施状況が分かる写真、資料等
 - (4) 領収書等の写し

(別紙1)

事業報告書

事業者名	
事業名	
具体的な事業内容（事業の趣旨、実施日時、場所、参加者の状況等）	
事業の成果（事業実施に関する新たな効果、地域への還元等）	

※事業効果について報告書、アンケート結果等があれば、別途添付すること。

(別紙2)

収支決算書

事業者名 _____

収入の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(収入先等)
市補助金				
自己資金				
寄附金・協賛金				
売上				
他団体等補助 金・助成金				
合計				

支出の部

単位：円

科目	予算額	決算額	差引増減	摘要(支出先等)
合計				

様式第12号（第12条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで実績報告のあった田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金については、次のとおり補助金の額を確定するので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

- | | |
|------------|---|
| 1 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 補助金交付確定額 | 円 |

様式第13号(第13条関係)

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付請求書

年 月 日

田原市長 殿

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称

(代表者名)

電話番号

年 月 日付け 第 号により額の確定通知を受けた田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第13条の規定により申請します。

金 _____ 円

内訳	交付確定額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

口座振込先金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合	(店番 本店 支店)
口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第14号（第14条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金繰越協議書

年 月 日

様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
(代表者名)
電話番号

年 月 日付け 第 号にとり交付決定を受けた田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金について、年度内に事業が完了しない見込みであるため、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第14条の規定により協議します。

- 1 事業名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 繰り越し協議額 円
- 4 繰越しの理由

様式第15号（第15条関係）

田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金繰越承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

田原市長

年 月 日付けで協議書の提出があった田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金の繰越しについては、次のとおり決定するので、田原市ふるさと産品創出・強化支援事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

- 1 事業名
- 2 決定内容 承認 ・ 不承認
- 3 附帯条件（不承認の場合は、その理由）